

第6期 雲南市農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 令和2年3月24日（火） 13:30～14:50

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（16名）

1 番 錦織 邦男	2 番 高田 耕	3 番 竹内 勉	4 番 奥田 武
5 番 神田 邦昭	6 番 小山 益男	7 番 山本 裕子	8 番 吉廣 丈晴
9 番 佐藤 博子	10 番 三原 治雄	11 番 吾郷 正司	12 番 高橋美佐子
13 番 橋本 博	14 番 三島 輝昭	17 番 山本 博子	19 番 加藤 一郎

4. 欠席委員（3名）

15 番 柳原 昌広	16 番 嘉本 輝雄	18 番 内部 武雄
------------	------------	------------

5. 事務局又は説明者	統括監 日野 誠	事務局長 奥井健次	統括主幹 白築 香
	主 幹 土江慶彦	主 幹 錦織研吾	

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第223号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について
- ・議第224号 雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について
- ・議第225号 雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出について
- ・議第226号 雲南市農業再生協議会会員の選出について
- ・議第227号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第228号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第229号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第230号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第231号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第232号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第33回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番委員吾郷正司委員、12番委員高橋美佐子委員を指名いたします。
議 長 事務局	日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 ・ 会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・ 合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議 長	以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 （無しの声あり）
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第223号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について、議第224号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について、議第225号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出について及び議第226号雲南市農業再生協議会会員の選出につきましては、条例や規則等で、雲南市農林振興部他各種委員会等が設置されており、そこへ農業委員が委員などとして参画しているものです。選出にあたって、一括上程させていただきたいと考えます。これに、ご異議ございませんか。 （無しの声あり）
議 長	異議なしと認めます。よって、議第223号から議第226号までの選出にあたっては、一括上程させていただきます。それでは、これより事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書10ページから13ページまで、それぞれの委員の選出について、を議題としています。また、別添資料No.1の第6期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体現委員等名簿も合わせてご覧ください。 この委員等名簿は、現委員さんの名簿となっておりますので、参考にしていただければと思います。 初めに、議案書10ページ、議第223号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 3 番 議 長 議 長	委員の選出について、をお開きください。 現在の委員には、〇〇地区1名、〇〇地区1名の計2名の委員にお出かけいただいております、〇〇地区が〇〇委員、〇〇地区が〇〇委員でございます。 任期は、令和2年3月31日までとなっております。雲南市は、令和2年7月に委員の改選があることから、今後の任期については、令和2年4月1日から令和2年7月19日まで、であります。 次に、議案書11ページ、議第224号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について、をお開きください。 現在の委員は、各町1名ずつの合計6名の委員にお出かけいただいております、〇〇町が〇〇委員、〇〇町が〇〇委員、〇〇町が〇〇委員、〇〇町が〇〇委員、〇〇町が〇〇委員、〇〇町が〇〇委員でございます。 任期は、同じく3月31日までとなっております、今後の任期についても同じく、7月19日まで、であります。 次に、議案書12ページ、議第225号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出について、をお開きください。 現在の役員は、会長、会長職務代理者、運営委員会委員長、情報委員会委員長の合計4名の委員にお出かけいただいております、〇〇会長、〇〇会長職務代理者、〇〇運営委員長、〇〇情報委員長でございます。 任期は、同じく3月31日までとなっております、今後の任期についても同じく、7月19日まで、であります。 次に、議案書13ページ、議第226号雲南市農業再生協議会会員の選出について、をお開きください。 現在の会員には、〇〇会長にお出かけいただいております、任期は、同じく3月31日までとなっております、今後の任期についても同じく、7月19日まで、であります。 以上、ご審議について、よろしくお願いいたします。 ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。 3番〇〇です。議第223号から議第226号までは、人事案件でございます。 先日、運営委員会でご協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。よろしくお願いいたします。 ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので、討論を省略いたします。お諮りいたします。議第223号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出については、現在の委員の〇〇地区は〇〇委員、〇〇地区は〇〇委員を、議第224号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出については、現在の委員の〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	〇〇町は〇〇委員を、議第２２５号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出については、現在の役員の会長〇〇、〇〇会長職務代理者、〇〇運営委員長、〇〇情報委員長を、議第２２６号雲南市農業再生協議会会員の選出については、現在の会員の会長〇〇を留任として選出したいと考えます。 提案のとおりそれぞれ留任とし、選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第２２３号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について、議第２２４号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について、議第２２５号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出について及び議第２２６号雲南市農業再生協議会会員の選出につきましては、提案のとおりそれぞれ留任とし、選出することに決定いたしました。
議 長 事務局	次に、議第２２７号農地法第２条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書１４ページ、議第２２７号農地法第２条の規定による非農地通知に対する承認について、を説明します。１５ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇地区です。 番号１番～９番、〇〇町〇〇地区については、地目は田２筆、畑７筆の合計９筆、関係者は５名で合計面積は３，９４３㎡です。令和２年２月２１日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 番号１０番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑１筆、関係者は１名で面積は５３６㎡です。令和２年２月２７日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 番号１１番、〇〇町〇〇地区については、地目は田１筆、関係者は１名で面積は１，０５３㎡です。令和２年２月２７日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 番号１２～１３番、〇〇町〇〇地区については、地目は田２筆、関係者は１名で合計面積は９９２㎡です。令和２年２月２７日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 番号１４～１１１番、〇〇町〇〇地区については、地目は田４７筆、畑５１筆の合計９８筆、関係者は４１名で合計面積は６３，５１４㎡です。 番号１４～８２番、８５～１１１番については令和２年２月５日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さん、番号８３、８４番については令和２年２月２５日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。 すべての地区の合計は、地目が田５２筆、畑５９筆の合計１１１筆、関係者は４５名で合計面積は７０，０３８㎡です。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
	(確認委員、補足説明なし)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 2 7 号農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 2 2 7 号農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第 2 2 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 2 5 ページ、議第 2 2 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を説明します。3 件の申請が出ております。
	議案書 2 6 ページをご覧ください。図面は 2 5 ページからご覧ください。
	申請番号 1 番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は 1, 2 9 6 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。
	申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。
	譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、譲受人が加入する農事組合法人〇〇に耕作を委託する。ということです。
	農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められるときは、所有権の取得を認めることができるものとされています。
	土地代は 1 0 アール当たり 2 0 0, 0 0 0 円。確認は〇〇委員さんです。
	申請番号 2 番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は 1, 1 7 1 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。
	申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。
	譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、譲受人が理事を務める農事組合法人〇〇に耕作を委託する。ということです。
	この案件についても、申請番号 1 番と同様に、引き続き当該法人が農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、所有権の取得を認めることができると考えます。土地代は 1 0 アール当たり 2 5 6, 0 0 0 円。確認は〇〇推進委員さんです。
	申請番号 3 番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は 3, 1 1 3 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、水を溜め、蓮・真菰・スイレンなどを栽培して且つ、ドジョウ、メダカ、タニシなどを生息させコウノトリ、トキなどの餌場として活用する。ということです。 土地代は１０アール当たり７８，０００円。確認は〇〇委員さんです。 以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくをお願いします。 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
	(確認委員、補足説明なし)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第２２８号農地法第３条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第２２８号農地法第３条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第２２９号農地法第４条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書２７ページ、議第２２９号農地法第４条の規定による許可申請について、提出のあった案件について説明をいたします。２８ページをご覧ください。 図面は、３４ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号１番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で申請面積は合計２５０㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で普通自動車５台分を整備されます。 転用理由は、現在、庭及び納屋を駐車場として利用しているが、共に狭く使い勝手が悪い。ため、道路に面して便利がよい当該申請地に駐車場を整備したい。とのことです。 農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。 農地区分は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。ことから第１種農地と判断致しました。 許可条項は、規則第３３条第４号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。に該当すると考えます。 なお、本案件は第１種農地であることから、島根県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件です。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	申請番号 2 番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で申請面積は合計 9. 9 0 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑 1 棟を移転されます。 転用理由は、現在の墓地は自宅から離れた山林の中に位置し、参道は急傾斜で墓地への往来及び管理が困難であるため、自宅近くの申請地に移転したい。とのことです。 農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第 2 種農地と判断致しました。 許可条項は、法第 4 条第 6 項第 2 号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。場合の代替性なしに該当すると考えます。 申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△外 1 筆。地目はどちらも登記簿現況ともに畑で申請面積は合計 2 9. 9 0 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑 1 棟を移転されます。 転用理由は、現在の墓地が山の中腹にあり急な参道の先で管理や参拝ができないため、申請地に移転したい。とのことです。 農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。 農地区分、許可条項は申請番号 2 番に同じです。 以上報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (確認委員、補足説明なし) 無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり) 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 2 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号 2 番及び申請番号 3 番について、申請のとおり許可することにご異議ございません (無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第 2 2 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 2 番及び申請番号 3 番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号 1 番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第 2 2 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたし

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	ました。今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。 次に、議第230号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書29ページ、議第230号農地法第5条の規定による許可申請について、を説明します。6件の申請が出ております。 議案書30ページをご覧ください。資料は49ページからご覧ください。 申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は249㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、個人住宅で居宅1棟を建築されます。 転用事由は、現在借家住まいであり申請地を譲り受け、個人住宅を新築する。ということです。 土地代は、10アール当たり16,000,000円。確認は〇〇委員さんです。 農業振興地域外で、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。 申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は265㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は申請番号1番に同じ、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、個人住宅で居宅1棟を建築されます。 転用事由は、申請地を譲り受け、個人住宅を新築する。ということです。 土地代は10アール当たり16,000,000円。確認は〇〇委員さんです。 農業振興地域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。 申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿田現況畑で、合計面積は22.90㎡です。 権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。 転用目的は、墓地及び管理地で墓石1棟と管理地を整備されます。 転用事由は、申請地を譲り受け墓地及び管理地として利用したい。ということです。 土地代は整地代・移転代を含めて10アール当たり21,800,000円。確認は〇〇推進委員さんです。 農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。 許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。 申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿、現況ともに田で、面積は838㎡です。 権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇町の〇〇株式会社 〇〇所長 △△さんです。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	転用目的は、仮設進入路、大型工事車両駐車場、資材置場で大型工事車両 8 台分、表土仮置場を整備されます。
	転用事由は、北原発電所改修工事における仮設ヤードへの工事仮設進入路の設置、改修工事に使用する大型車両駐車場及び資材置場を確保するため。ということです。
	土地代は 10 アール当たり 65,632 円。確認は〇〇委員さんです。
	農用地区域外で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。
	第 2 種農地の一時転用については、代替性の検討をする必要はなく、所有権を取得する場合以外は許可することができることになっております。
	申請番号 5 番。〇〇町〇〇△△-△外 2 筆。地目は登記簿現況ともに畑が 2 筆と、登記簿畑現況荒廃農地が 1 筆で、合計面積は 1,442 m²です。
	権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の公益財団法人〇〇 理事長 △△△△さんです。
	転用目的は林業専用道の作設で、林業専用道を整備されます。
	転用事由は、この土地の奥にある林業公社造林地からの木材搬出のため、林業専用道を作設したい。ということです。
	土地代は無償。貸借期間は 52 年間。確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。
	農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号 3 番に同じです。
	申請番号 6 番。〇〇町〇〇△△-△外 1 筆。地目は登記簿現況ともに畑で、合計面積は 219 m²です。
	権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は申請番号 5 番に同じです。
議 長	転用目的、転用事由、土地代、貸借期間、確認委員、農地区分及び許可条項は申請番号 5 番に同じです。以上について、ご審議よろしくお願いします。
	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
	(確認委員、補足説明なし)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 230 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 230 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第 231 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	議案書３２ページ、議第２３１号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を説明させていただく前に、誠に申し訳ございませんが、議案書の修正がございます。修正により、議案書３３ページと７０ページの差し替えがあります。お手元にお配りしておりますのでご確認ください。大変申し訳ございません。まずはそのことについて説明いたします。 修正理由ですが、〇〇町〇〇地内の中間管理機構への貸付け希望地において、一部に農機具倉庫が建っており、中間管理機構からその部分の面積８０㎡を外すよう指導があったためです。これにより、議案書３３ページの農用地利用集積計画総括表のカッコ３、設定土地面積の１０年以上～１５年未満の田の面積、２５６，８３６㎡の下に、内２５６，７５６㎡が追加、その二つ右隣の内２６０，８８７㎡を内２６０，８０７㎡に修正。 次に田の計の面積、内４１６，１６２㎡を内４１６，０８２㎡に修正し、その二つ右隣の内４２０，２１３㎡を内４２０，１３３㎡に修正となります。 そして、議案書７０ページ、番号１０４番の〇〇町〇〇△△-△の面積９０６㎡が８２６㎡に修正、その下の合計数の田及び計の３，１１５㎡を３，０３５㎡に修正となります。修正が発生し申し訳ございませんが、よろしくお願いします。 それでは、議案の説明に入りたいと思います。 議案書３３ページをご覧ください。今回は設定件数１４１件。内訳は〇〇町３３件、〇〇町５０件、〇〇町４７件、〇〇町９件、〇〇町２件となります。 借り受け戸数は３６戸となっております。 中間管理機構が借り受けるものは、議案書５１ページの番号４６番から６３ページの８３番までと議案書６６ページの番号９２番から８０ページの番号１３０番までとなります。転貸予定先は、〇〇町分が農事組合法人〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。〇〇町分が農事組合法人〇〇さんとなっております。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。 以上について、ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、議事参与の制限に該当する、申請番号８４番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。１４時２５分まで暫時休憩とします。ご協議をお願いします。 ・・・（休憩）・・・（協議：〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町）
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、議事参与の制限に該当する案件である、申請番号８４番を除く案件について、各町より発表していただきます。 最初に、〇〇町よりお願いします。
議 長	６番〇〇です。〇〇町は、申請番号１番から３３番まで、再設定１７件、新規１６件ですけれどもいずれも妥当と判断いたしました。
議 長 １７番	次に、〇〇町お願いします。 １７番〇〇です。〇〇町の委員さんは今日は欠席ですので、委員さんが協議された結果

発信者	議 事 録 要 旨
	を公表させていただきます。申請番号34番から83番ですけれども、〇〇町50件のうち、新規7件そのうち法人5件、担い手2件、再設定43件そのうち法人35件、個人8件です。妥当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、〇〇町をお願いします。
4 番	4番〇〇です。〇〇町につきましては、85番から91番のうち、再設定が5件、新規が2件でございます。新規につきましては、妥当と判断いたします。再設定につきましても妥当と判断いたします。92番から130番につきましては、〇〇公社で耕作は農業生産法人〇〇です。再設定と一部新規がございますが、関連でございますので妥当と判断いたします。
議 長	次に、〇〇町をお願いします。
1 番	1番〇〇です。〇〇町、新規1件、再設定8件、いずれも妥当と判断いたしました。よろしくをお願いします。
議 長	次に、〇〇町をお願いします。
5 番	5番の〇〇です。〇〇町は、申請番号140番141番の2件でございますけれども、いずれも利用権の再設定でございます。妥当と判断いたしました。よろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第231号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号84番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第231号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号84番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、議事参与の制限に該当する、申請番号84番の案件について審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、13番委員にはご退席願います。 (13番〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号84番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表させていただきます。
1 7 番	17番〇〇です。妥当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第231号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号84番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 議 長 農政課	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第231号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号84番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。13番委員にはご着席願います。 (13番〇〇委員 着席) 次に、議第232号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について、を議題とします。農政課より説明を求めます。 農林振興部農政課 〇〇と申します。 本日は、除外申請ということで、〇〇町17件〇〇町3件〇〇町5件〇〇町9件〇〇町1件・1件取り下げ、〇〇町3件合計38件について説明させていただきます。 今回除外の面積は、田が15,006㎡畑が3102.9㎡計18,108.9㎡となっています。 また、今回追認案件は、〇〇町2〇〇町1〇〇町5〇〇町1計9件となっております。 内容につきましては、先月2月20日に開催された、農業委員会総会において説明しておりますが、その内容の一部変更がございますので、資料の差し替えをさせていただきます。変更箇所につきましては、個別の説明の際に説明させていただきますので、ご了承ください。個別の説明は変更土地調書でさせていただきますが、墓地、携帯電話の鉄塔に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは、〇〇町から説明します。1ページをご覧ください。除外する件数は、17件です。自宅宅地整備が2件、分譲宅地の整備が6件、住宅新築及び駐車場及び倉庫新築が1件、車庫の新築が1件、駐車場の拡張が1件、自宅への進入路及び車庫の剣突が1件、駐車場・車庫・倉庫の新設が1件、常用通路整備が1件、合併浄化槽の設置が1件、資材置場整備が1件、材木置場整備が1件となっています。 2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、95.9aとなっています。 5ページをご覧ください。個別説明資料となります。 整理番号1は、事業計画者 〇〇さんで車庫の新設です。 整理番号2から7は、事業計画者 〇〇公社で、市の定住対策に基づき宅地分譲事業を行うものです。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。前回3種農地としておりましたが、1種農地に修正しております。 整理番号8は、事業計画者 〇〇さんで、現在使用している作業場に資材置場がなく、整備をするものです。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。 整理番号9は、事業計画者 〇〇代表役員 〇〇さんで、駐車場の拡張です。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。 整理番号10は、事業計画者 〇〇さんで、自宅への進入路及び車庫の建築で、部分的に使用しており追認となります。 整理番号11は、事業計画者 〇〇さんで、駐車場・車庫・倉庫の新設です。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。 整理番号12は、事業計画者 〇〇さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。

発信者	議 事 録 要 旨
	自宅の建て替えによるものです。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。前回3種農地としておりましたが、1種農地に修正しております。 整理番号13は、事業計画者 ○○さんで、自宅への常用通路で追認となります。 整理番号14は、事業計画者 ○○さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。 整理番号15は、事業計画者 株式会社 ○○さんで、材木置場の設置です。隣接する宅地等も一体に取得し整備するものです。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。 整理番号16は、事業計画者 ○○さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。奥さんの実家に帰って生活するため、新築をされます。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。 整理番号17は、事業計画者 ○○さんで、合併浄化槽の設置です。 ○○町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は3件です。工場新築が2件、墓地の移転が1件となっています。 2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、10aとなっています。 5ページをご覧ください。個別説明資料となります。 整理番号1・2は、事業計画者 有限会社 ○○さんで、事業拡張による工場の新築です。1種農地となっており、許可規則35条の5号既存拡張で許可を出します。前回許可規則33条の4号集落接続としておりましたが、許可規則35条の5号既存拡張に修正しております。 整理番号3は、事業計画者 ○○さんで墓地の移転です。1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可を出します。 ○○町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は5件です。墓地の移転が2件、工場及び研究棟の新設が2件、車庫及び物置の新設が1件となっています。 2ページをご覧ください。除外する土地の面積は25.7aとなっています。 5ページをご覧ください。個別説明資料となります。 整理番号1は、事業計画者 ○○さん、整理番号2、事業計画者 ○○さんは、墓地の移転です。 整理番号3・4は、事業計画者 株式会社 ○○さんで、工場敷地拡張による工場棟及び研究棟の新築です。前回3種農地としておりましたが、2種農地に修正しております。 整理番号5は、事業計画者 ○○さんで、車庫・物置敷地の整備で追認となります。前回3種農地としておりましたが、2種農地に修正しております。 ○○町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は9件です。自宅宅地整備が3件、宅地拡張が3件、資材置場整備が1件、駐車場整備が1件、農業用物置敷地及び鯉養殖場整備が1件となっています。 2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、31.3aとなっています。 5ページをご覧ください。 整理番号1は、事業計画者 ○○さんで、居宅用住宅の新築のための除外案件となります。小学校の近くに家を建てる計画を立て新築をされます。1種農地となっており、許可規則が33条の4号集落接続で許可を出します。 整理番号2は、事業計画者 株式会社 ○○さんで、宅地の拡張で追認となります。1

発信者	議 事 録 要 旨
	種農地となっており、許可規則が３３条の４号集落接続で許可を出します。 整理番号３・４は、事業計画者 ○○さんで、宅地の拡張で追認となります。○○番地は１種農地となっており、許可規則が３３条の４号集落接続で許可を出します。 整理番号５は、事業計画者 ○○さんで、資材置場の新設で追認となります。１種農地となっており、許可規則が３３条の４号集落接続で許可を出します。 整理番号６は、事業計画者 ○○さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。子育て支援の充実している雲南市に家を建てる計画を立て、新築をされます。１種農地となっており、許可規則が３３条の４号集落接続で許可を出します。前回３種農地としておりましたが、１種農地に修正しております。 整理番号７は、事業計画者 ○○神社 責任役員 ○○さんで、付近に駐車場がなく整備するものです。１種農地となっており、許可規則が３３条の４号集落接続で許可を出します。 整理番号８は、事業計画者 ○○さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。 整理番号９は、事業計画者 ○○さんで、農業用物置敷地及び鯉養殖場の設置で追認となります。 ○○町の説明をします。１ページをご覧ください。除外する件数は１件です。墓地の移転が１件となっています。前回２件の申請でしたが、１件取り下げがあったため、１件の申請となっています。 ２ページをご覧ください。除外する土地の面積は、０．１ａとなっています。 ５ページをご覧ください。 整理番号１は、事業計画者 ○○さんで、墓地の移転案件となります。 ○○町の説明をします。１ページをご覧ください。除外する件数は３件です。宅地拡張及び納屋、車庫の新築が２件、駐車場整備が１件となっています。 ２ページをご覧ください。除外する土地の面積は、１．８ａとなっています。 ５ページをご覧ください。 整理番号１・２は、事業計画者 ○○さんで、宅地拡張及び納屋車庫の新設で、一部追認となります。１種農地となっており、許可規則が３３条の４号集落接続で許可を出します。 整理番号３は、事業計画者 ○○さんで駐車場の新設です。１種農地となっており、許可規則が３３条の４号集落接続で許可を出します。 今回の申請では、１種農地が３８件中２４件と６割以上ありました。除外としては、１種農地は認められないところがあり、代替え性が無い、どうしてもここでないといけない事と集落接続が許可に認められる重要なポイントになります。今回の案件は、代替え性と集落接続において難しい面もありますが、今後県と協議を行います。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。 議 長 ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり) 議 長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) 議 長 討論を終わります。お諮りいたします。議第２３２号農業振興地域の整備に関する法律

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第232号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として、市長に報告することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:50終了)

9. その他事項等

○その他事項について (1) 第5期中山間直接支払制度について (2) 新型コロナウイルスへの対応について (3) 米子市農業委員会会長の逮捕等について (4) 4月1日付け雲南市の人事異動について (5) その他 ○第34回総会開催日程等について (1) 日 時：令和2年4月22日(水) 午後1時30分(予定) (2) 場 所：市役所5階・全員協議会室

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____